

基本理念 『暮らしと生きがいを共に創り、お互いが支え合う酒田』

基本目標	推進施策	目標の実現に向けた取り組み
Ⅰ 地域が「つながる」まち 共に支え合い、	1 地域で支え合うしくみづくり	(1)生活課題の発見、共有、協働の仕組みづくり
		(2)多様な主体による生活支援や居場所づくり
		(3)学区・地区社会福祉協議会による地域活動の推進
	2 地域福祉の拠点づくり	(1)コミュニティ振興会による地域づくり活動の推進
		(2)自治会活動の推進
		(3)ボランティア、公益活動団体等との協働によるまちづくり
	3 災害等に備えた支援体制の構築	(1)災害時要援護者等への避難の支援
		(2)地域での見守り体制の充実
		(3)地域の防犯体制の充実
Ⅱ 福祉が「つながる」まち 誰もが安心できる、	4 地域で安心して生活するための支援	(1)総合的な支援体制の構築
		(2)地域包括ケアシステムの推進
		(3)地域で子育てを支援する環境づくり
	5 生活の困りごとを抱える人への支援	(1)生活困窮者の自立支援
		(2)障がい者の自立や社会参加の推進
		(3)特別な支援を必要とする子どもをきめ細やかに支える環境づくり
	6 再犯防止の推進	推進計画 再犯防止
(2)市民理解の深化		
7 成年後見制度の利用促進	促進計画 制度利用 成年後見	(3)民間団体との連携強化と相談支援体制整備
		(1)市民理解の深化と担い手確保
		(2)地域の相談支援体制整備
Ⅲ 未来に「つながる」まち ひと・こころを育て、	8 福祉の心を育むまちづくり	(1)心のバリアフリーの推進
		(2)福祉意識の醸成と福祉教育の推進
	9 地域力向上にむけた人材育成	(1)地域福祉を支える担い手の発掘、確保、育成
		(2)子どもたちの福祉への意識を高めるための環境づくり
	10 健康づくりの推進	(1)健康寿命の延伸
		(2)こころの健康づくりの推進
(3)高齢者の自立支援・介護予防の推進		

～社会包摂による共生社会の実現を目指して～

具体的取り組み
①生活課題の発見、共有、協働の仕組みづくり
①総合事業の推進 ②生活支援体制の整備 ③支え合いの除雪体制づくり
①新・草の根事業の充実
①地域計画(地域ビジョン)の策定
①自治会内の交流事業の推進
①公益活動への支援 ②ボランティアの担い手育成
①個別避難計画の作成 ②福祉避難所等の整備
①高齢者等の見守り体制の充実(見守りネットワーク) ②孤立・孤独死への対応
①防犯体制の整備促進 ②消費者トラブルの防止
①福祉相談支援体制の充実と連携強化
①地域包括支援センターの体制強化 ②認知症施策の推進 ③医療と介護の連携
①子ども家庭総合支援拠点の整備 ②妊娠・出産、子育て期の相談体制の充実
①自立支援施策の推進 ②貧困連鎖の防止
①障がい者の就労支援 ②障がい者の社会参加への支援 ③地域生活支援拠点等の整備
①児童虐待への対応 ②障がい児への支援 ③子どもの貧困対策と支援 ④ひとり親家庭の自立支援
①住居の確保 ②就労支援や社会参加の促進 ③保健医療・福祉サービスの利用促進
①差別意識の除去 ②犯罪者特性への理解 ③広報・啓発活動の推進
①民間ボランティアの活動に対する支援の充実 ②社会復帰支援ネットワークの構築
①広報・周知 ②後見人受任者等の確保・支援
①権利擁護の地域連携ネットワークの構築 ②成年後見支援センターの設置
①市長申立の取り扱いの明確化 ②利用助成の実施
①共生社会への対応(差別解消、合理的配慮)
①企業等の社会貢献 ②学校等と連携した取り組みの充実 ③出前講座、体験学習の実施
①地域福祉のリーダー育成 ②東北公益文科大学との連携(社会福祉士・コーディネーター養成)
①地域活動への参加の促進 ②福祉活動体験、学習機会の提供
①食生活や生活習慣の改善 ②各種健康教室の取り組み ③歯と口腔の健康づくりの推進
①自殺やうつ病予防の知識の普及・啓発
①高齢者の自立支援・介護予防の推進 ②保健事業と介護予防の一体化作業の推進

## 第6章 基本目標実現に向けた取り組み

### 基本目標 I 共に支えあい、地域が「つながる」まち

#### ◇現状と課題

生産年齢人口の減少や定年延長の影響等により、地域の中で地域活動の担い手を確保することが困難な状況になってきています。

誰もが住み慣れた地域において豊かで安らぎに満ちた生活を送るためには、住民同士の交流の促進と、お互いが理解し合い地域の課題に取り組もうとする姿勢が重要になります。どのような状況下にあっても、誰も孤立することなく、地域で暮らす者同士がつながり、互いに支え支えられる関係が続いていく地域をつくっていくことが求められています。

#### 推進施策1 地域で支え合うしくみづくり

##### (1) 生活課題の発見、共有、協働の仕組みづくり

取り組み	主たる実施主体
① 生活課題の発見、共有、協働の仕組みづくり ○地域の生活課題の解決に向けて、地域計画（地域ビジョン）の策定を入口とし、地域の課題や実情に合わせて、支援関係団体や市担当部署間で調整を図り、分野を超えたチームとして推進し、生活課題解決の協働の実践のため、継続して地域を支援します。	市 社会福祉協議会 地域

##### (2) 多様な主体による生活支援や居場所づくり

取り組み	主たる実施主体
① 総合事業の推進 ○令和7年度までに、住民主体の居場所づくりである通所型サービスBの体制を市内全域36か所に構築し、生活支援が必要な方に対して効果的な支援を実施します。	市 地域包括支援センター 地域

○住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らすことができるよう、地域が自主的に実施する介護予防事業に対し助成するとともに、助成終了後も活動が継続できるよう支援を行います。	
<b>② 生活支援体制の整備</b> ○市と地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、関係者のネットワークの構築や地域における生活支援等の提供体制の整備に向けた取り組み等を推進するとともに、企業、事業所、団体等から幅広く高齢者の活動の場を募り、活動意欲の高い高齢者への情報提供を行います。	市 社会福祉協議会 企業、団体等 地域包括支援センター
<b>③ 支え合いの除雪体制づくり</b> ○自治会等の地域団体や企業等の除雪協力員登録を促し、より多くの協力員を確保するとともに、地域での支え合いの新たな体制づくりを検討します。	市 企業、団体等 地域

### (3) 学区・地区社会福祉協議会による地域づくり活動の推進

取り組み	主たる実施主体
<b>① 新・草の根事業の充実</b> ○学区・地区社会福祉協議会が主体となって実施している「新・草の根事業」が、今後包括的な支援体制整備を進める上で、参加支援、地域づくり支援としての中核的な役割を發揮できるよう見直しを行い、事業の充実を図ります。あわせて、より多くの参加・協力を得られるよう事業の周知を図ります。	社会福祉協議会 地域

## 推進施策2 地域福祉の拠点づくり

### (1) コミュニティ振興会による地域づくり活動の推進

取り組み	主たる実施主体
<b>① 地域計画（地域ビジョン）の策定</b> ○地域の課題を解決し、地域の将来のありたい姿を描くため、地域計画（地域ビジョン）の策定に取り組むコミュニティ振興会に対して継続して支援します。	市 地域

## (2) 自治会活動の推進

取り組み	主たる実施主体
<p>① 自治会内の交流事業の推進</p> <p>○自治会の運営・活動内容等について、必要に応じて市が助言を行います。また、自治会集会施設の整備にかかる補助金等の支援を継続し、自治会内の交流事業を推進します。</p>	<p>市</p> <p>地域</p>

## (3) ボランティア、公益活動団体等との協働によるまちづくり

取り組み	主たる実施主体
<p>① 公益活動への支援</p> <p>○住民自身が地域の抱える課題に問題意識を持ち、自発的にボランティア活動や公益活動に取り組めるよう支援するとともに、市とボランティア団体等が協働し、公益活動の推進に取り組めます。</p>	<p>市</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>関係機関</p> <p>地域</p>
<p>② ボランティアの担い手育成</p> <p>○ボランティア・公益活動センター「ボラポートさかた」の運営を通して、ボランティア・公益活動に関する情報発信と、ボランティアのニーズと受入先のボランティア団体等とのコーディネートを行います。また、ボランティアの体験事業や東北公益文科大学との連携を通じ、若い世代への働きかけに取り組めます。</p>	<p>市</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>関係機関</p> <p>地域</p>

## 推進施策3 災害等に備えた支援体制の構築

### (1) 災害時要援護者等への避難の支援

取り組み	主たる実施主体
<p>① 個別避難計画の作成</p> <p>○災害時避難の支援対象とする方を的確に把握し、地域や県・市の防災担当部署等の関係機関と協議を重ね、支援者や避難所、避難経路等を確認し、実際の災害時に十分に活用される個別避難計画の策定を進めます。</p>	<p>市</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>関係機関</p> <p>地域</p>

<p>○平常時からの見守りによる情報収集や訓練、個別避難計画策定を通して、災害時や緊急時の対応能力を高め、地域ぐるみで避難を支援する体制づくりを進めます。</p>	
<p><b>② 福祉避難所等の整備</b></p> <p>○本人の特性のため、指定された通常の避難所での生活が困難な方も安心して避難生活ができるよう、福祉避難所の整備を進めていきます。また、新型コロナウイルスなどの感染症の感染予防のため、体調不良者を隔離できるようなスペースを確保するよう、指定された福祉避難所施設と協議します。</p> <p>○災害後の生活が安定するまで、一時的な入院や入所を含め、要支援者の安定した生活を確保する方法を関係機関等と協議します。</p>	<p>市 地域包括支援センター 福祉事業所 地域</p>

## (2) 地域での見守り体制の充実

取り組み	主たる実施主体
<p><b>①高齢者等の見守り体制の充実（見守りネットワーク）</b></p> <p>○学区・地区社会福祉協議会が取り組む「見守りネットワーク事業（新・草の根事業）」を推進し、見守りに関する各種施策と連携を図ります。</p> <p>○民生委員・児童委員や自治会長と協力して見守り活動を推進する福祉協力員の確保と活動の支援に努めます。</p>	<p>社会福祉協議会 地域包括支援センター 地域</p>
<p><b>② 孤立・孤独死への対応</b></p> <p>○一人暮らし世帯等の異変を察知しやすい電気、水道、ガス、郵便、新聞配達事業者等の民間事業者との連絡体制の充実と、警察や消防等の関係機関との連携の充実を図るとともに、新たなIT技術を活用した、より効果的な異変察知システムの導入に向けた検討を行います。</p> <p>○地域包括ケアシステムが一層円滑に機能するよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各関係機関がより緊密な連携体制を構築します。</p>	<p>市 社会福祉協議会 地域包括支援センター 医療機関 関係機関 地域</p>

### (3) 地域の防犯体制の充実

取り組み	主たる実施主体
<p><b>① 防犯体制の整備促進</b></p> <p>○犯罪の起きにくい地域づくりに向けて、住民等による自主的な防犯活動を活発化し、警察等の関係機関と連携しながら、犯罪のない安全で安心な地域づくりを推進します。</p> <p>○自動車に青色回転灯を装備し防犯のために自主的に行う青色防犯パトロールや、明るいやまがた夏の安全県民運動等の地域安全運動への参加を促進するとともに、ホームページ、SNS、るんるんバス広告、FM放送等を利用した防犯広報活動に取り組みます。</p> <p>○住民一人ひとりがしっかり施錠するなど、犯罪を起こしにくい状況を作ることで犯罪発生の予防に努めるよう、意識づけを進めていきます。</p>	<p>市 関係機関 地域</p>
<p><b>② 消費者トラブルの防止</b></p> <p>○老人クラブや介護事業所、学区・地区社協合同会議等で、警察や消費相談関係機関等の協力を得て消費出前講座を開催し、消費者被害の防止と対応等の啓発活動とともに、被害に遭った場合の相談先としての「酒田市消費生活センター」の認知度の向上に一層努めます。</p>	<p>市 関係機関 地域</p>

#### ◇基本目標 I における数値目標

項目名	基準値	目標値 (R8)
地域住民による生活支援や介護予防・居場所づくりに取り組む団体数	19 団体 (R3)	40 団体
災害時要支援者台帳登録者数 (個別避難計画)	1,119 人 (R3)	1,250 人

## 基本目標 II 誰もが安心できる、福祉が「つながる」まち

### ◇現状と課題

地域において安心して生活していくためには、誰もが当たり前の日常生活が支障なく営まれていくこと、困りごと等を気軽に相談できる窓口が整備されていることが必要です。高齢化や疾病等に伴い、これまで支障なく行ってきた日常生活活動が維持できなくなったときの不安と、その不安を解消するための相談窓口が作られていくことが、住み慣れた地域で長く安心して生活していくためには重要です。地域住民同士の助け合いと、行政、福祉団体、そして福祉以外の様々な分野の連携、協力により、支援が継続していく仕組みづくりが必要です。

## 推進施策4 地域で安心して生活するための支援

### (1) 総合的な支援体制の構築

取り組み	主な実施主体
<p><b>① 福祉相談体制の充実と連携強化</b></p> <p>○ひきこもり状態にある方やその家族等からの相談を受ける相談体制を構築し、多様化・複雑化し広範囲の分野に関係する困りごとや相談に、庁内外の関係者が連携しながら対応する仕組みを検討します。相談にあたっては、自立相談支援事業を受託する市社会福祉協議会や地域包括支援センター及び庁内関係部局、ひきこもり相談支援機関や団体が連携し、適切な相談支援を推進します。</p> <p>○子ども・家庭総合支援室や地域包括支援センターのあり方、基幹相談支援センター設置の検討などを行い、すべての世代や課題に対応できるような相談支援体制の構築を検討します。地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、包括的に福祉サービスを提供するため、健康福祉部内に設置したワーキンググループで引き続き検討します。</p>	<p>市</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>関係機関</p>



## (2) 地域包括ケアシステムの推進

取り組み	主な実施主体
<p><b>① 地域包括支援センターの体制強化</b></p> <p>○地域包括支援センターを中心に、地域ケアシステムの構築に取り組めます。また、各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域課題の把握とその解決に向けて地域の関係機関との調整を行いながら、地域におけるネットワークの構築や地域ケア会議の充実により、機能強化を図ります。</p> <p>○地域包括支援センターに対する支援ニーズや業務の増加に対応するために、高齢者数や業務量に応じた職員配置等も含めたあり方を検討し、体制強化を図ります。</p>	<p>市</p> <p>地域包括支援センター</p>
<p><b>② 認知症施策の推進</b></p> <p>○本人・家族のニーズを把握し、認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ“チームオレンジ”創設に向けて、認知症サポーターが地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを検討します。また、認知症当事者やその家族も担い手の一員として、社会参加を促進するよう取り組みます。</p> <p>○認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームをはじめとする各医療機関との連携を図り、地域における生活支援や家族の介護負担軽減に向け、様々な支援策を包括的に取り組みます。</p> <p>○認知症高齢者等が安心して自宅で暮らせるように見守り体制を構築するために、自治会民生委員・児童委員などの地域の関係機関と連携を図ります。また、地域での見守り活動を推進するため、広域的な見守り体制の構築に繋がるよう取り組みます。</p>	<p>市</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>医療機関</p> <p>関係機関</p> <p>地域</p>
<p><b>③ 医療と介護の連携</b></p> <p>○入退院支援や看取り、認知症、感染症等への対応について、日本海ヘルスケアネット等の医療機関と連携し、会議や研修会を通して、医療・介護が連携して住民への切れ目のない支援が継続して提供されるプラットフォームづくりの計画策定を進めます。また、医療圏域が同じ隣接自治体と相互連携を図ります。</p>	<p>市</p> <p>医療機関</p> <p>関係機関</p>

### (3) 地域で子育てを支援する環境づくり

取り組み	主な実施主体
<p><b>① 子ども家庭総合支援拠点の整備</b></p> <p>○子どもの人権を守り、児童虐待の早期発見、子どもの置かれている状況を把握し適切に対応するための相談体制を強化するため、設置された「子ども・家庭総合支援室」で、家庭での児童養育に関する相談や、児童虐待の未然防止のための相談・支援に取り組めます。</p> <p>○庁内外関係部署による多職種チーム（組織）により、教育機関や児童相談所等の関係機関との連携をより強化し、子どもと家庭の総合相談支援体制の構築を図ります。</p> <p>○「こども家庭庁」創設後、基本理念に基づいた支援体制の構築を図ります。</p>	<p>市 関係機関 地域</p>
<p><b>② 妊娠・出産・子育て期の相談体制の充実</b></p> <p>○子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」において、保健師や助産師、看護師等の専門職が、妊娠期から出産、子育て期へと切れ目なく相談を行います。</p> <p>○庁内関係部署、子育て支援機関、医療機関等との連絡調整及びネットワークの構築を行い、安心して子どもを産み育てられる環境整備に向け、地域全体での支援に努めます。</p>	<p>市 医療機関 関係機関</p>

## 推進施策 5 生活の困りごとを抱える人への支援

### (1) 生活困窮者の自立支援

取り組み	主な実施主体
<p><b>① 自立支援施策の推進</b></p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入減やその他の様々な理由により生活困窮に陥った方に、相談から自立に至るまでの切れ目ない支援を提供します。相談支援にあたっては、市社会福祉協議会の生活自立支援センターさかたに相談支援員・就労支援員などの職員を配置し、相談者が抱える課題や状</p>	<p>市 社会福祉協議会 関係機関 地域</p>

<p>況の的確な把握に努め、関係機関と連携し、就労支援や住宅確保等包括的な支援に取り組みます。</p> <p>○地域関係者等の見守り活動の中で課題を抱えた人を把握し、速やかに相談機関へ繋ぐとともに、若者サポートステーションやハローワーク酒田等の就労支援機関と連携して、自立に向けた相談支援を行います。</p>	
<p><b>② 貧困連鎖の防止</b></p> <p>○教育機関、児童福祉機関、ひとり親支援機関、保育機関、母子福祉団体、児童センター・子育て支援センター、要保護児童対策地域協議会、保健所、障がい者相談支援機関、ハローワーク酒田、就労支援事業所、若者サポートステーション、弁護士会、司法書士会、行政、生活自立支援センターさかた等の関係機関が連携しながら、子どもへの学習支援、生活相談、精神保健相談、多重債務等の課題に対して重層的な支援を行い、連鎖を断ち切るよう取り組みます。</p>	<p>市 社会福祉協議会 関係機関</p>

## (2) 障がい者の自立や社会参加の推進

取り組み	主な実施主体
<p><b>① 障がい者の就労支援</b></p> <p>○ハローワーク、山形県、庄内障害者就業・生活支援センター「かでの」等の関係機関と連携し、事業主の理解を深め雇用につなげることで、障がい者の多様な働き方への支援を行います。</p> <p>○障害福祉サービス事業所によるバザーの定期的な開催と、庁舎1階のカフェ「えーる」の利用・販路の拡大、ふるさと納税返礼品への登録の呼びかけを行う等、市が積極的に協力して、障がい者就労支援を図ります。</p>	<p>市 福祉事業所 関係機関</p>
<p><b>② 障がい者の社会参加への支援</b></p> <p>○障がい者が自立した生活及び社会参加を実現するために、創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を図ります。また、スポーツ・リクレーション活動や文化芸術活動（障がい者アート展など）への参加を支援します。</p>	<p>市 社会福祉協議会 関係団体 地域</p>

<p><b>③ 地域生活支援拠点等の整備</b></p> <p>○障がい者の継続した地域生活を支援するため、障がい福祉の日常サービス、短期入所、相談支援等の機能を集約した地域生活拠点等の整備を検討します。</p>	<p>市 関係機関</p>
--	-------------------

### (3) 特別な支援を必要とする子どもをきめ細やかに支える環境づくり

取り組み	主な実施主体
<p><b>① 児童虐待への対応</b></p> <p>○児童虐待に対して速やかに（48時間以内）対応するとともに、児童相談所と円滑に連携協働し、支援の一体性・連続性を確保する体制を推進し、要保護児童への対策調整を図ります。</p> <p>○ヤングケアラー（大人が担うと想定される家事や家族の世話を日常的に行っている子ども）に関する知識の普及啓発を図ります。</p>	<p>市 関係機関</p>
<p><b>② 障がい児への支援</b></p> <p>○障がいの重度化や多様化の状況に鑑み、児童発達支援センター酒田市はまなし学園による、地域支援（保育所等訪問支援、相談支援）等の体制整備を図ります。放課後等デイサービスや短期入所等の受け入れ体制の拡充に努めます。</p> <p>○医療的ケア児が、地域において包括的な支援サービスを受けられるよう、保健・医療・福祉等の関係機関が連携するとともに、福祉サービス等受け入れ体制の拡充に向けて、課題と対応策を検討します。</p>	<p>市 福祉事業所 関係機関</p>
<p><b>③ 子どもの貧困対策と支援</b></p> <p>○教育や生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援に関して、学校、保育所等、市や児童相談所等の各相談機関、子育て支援に取り組んでいるNPOや子育て応援団、子ども食堂の実施団体等、地域のさまざまな関係機関が連携し、貧困問題を抱える家庭の早期発見と、見守り・支援対策を推進します。</p> <p>○学校と福祉関連機関が連携し、総合的な教育支援を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を</p>	<p>市 社会福祉協議会 福祉事業所 関係機関</p>

<p>図ります。生活支援として、貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業の充実を図ります。</p>	
<p><b>④ ひとり親家庭の自立支援</b></p> <p>○ひとり親家庭等の児童の健全育成を図るため、子どもの養育や生活の悩みなどの相談に適切に対応し、教育機関等と連携し家庭の現状を把握しながら、きめ細かな福祉サービスを展開するとともに、就労による自立の支援に主眼を置いた子育て支援や生活支援、就労支援、養育費の確保及び経済的支援等を総合的に推進します。</p> <p>○ひとり親家庭等が精神的に孤立しないように、自立に向けて互いに支え合う団体活動を積極的に支援します。</p>	<p>市 関係機関</p>

## 推進施策 6 再犯防止の推進

(酒田市再犯防止推進計画)

別 掲

## 推進施策 7 成年後見制度の利用促進

(酒田市成年後見制度利用促進計画)

別 掲

### ◇基本目標Ⅱにおける数値目標

項目名	基準値	目標値 (R8)
今後も現在の学区・地域に住み続けたい市民の割合	83.7% (R2)	90.0%
障がい者雇用率	2.26% (R2)	2.4%
希望どおりに子育て支援事業を利用できたと感じる割合	73.0% (H30)	80.0%

## 基本目標 Ⅲ ひと・こころを育て、未来に「つながる」まち

### ◇現状と課題

地区意見聴取会では、地域活動の担い手が高齢化している、退職しても地域活動に関心がない、高齢者を支えるのは高齢者になっている等、地域活動の担い手不足が課題としてあげられました。地域福祉分野においてもそうした課題は顕著であり、地域福祉の後継者の新たな発掘、小中学生、高校生等の学校での福祉教育への期待、働き世代にどのように地域活動へ参加を促すか等の声が多く聞かれました。地区内の見守りや声掛け、世代を超えた交流等、地区住民同士がお互いに、それぞれがそれぞれを認め支え合う広く豊かな心が必要です。働き世代や子どもたちがこれまで以上に地域に目を向けて、地域の状況を再確認し、時間の経過とともに役割を交代し引き継いで地域福祉が継続していく、そうした持続可能な福祉の地域の形成が必要となっています。

## 推進施策 8 福祉の心を育むまちづくり

### (1) 心のバリアフリーの推進

取り組み	主たる実施主体
<p>① 共生社会への対応（差別解消、合理的配慮）</p> <p>○SDGs（持続可能な開発目標）や、「酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の理念に基づき、「障がいを理由とした差別の禁止」や「障がいの特性に応じた配慮」など、心のバリアフリーを推進します。また、障がい及び障がい者への理解を広げる活動について、市広報やホームページによる広報、出前講座や市民向けの研修会などを実施します。</p> <p>○より多くの市民から、幅広く認知症やその対応について理解を深めてもらうため、地域や障がい者支援機関の協力を得て講演会等を実施し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに地域全体で取り組みます。</p>	市 関係機関 地域

## (2) 福祉意識の醸成と福祉教育の推進

取り組み	主たる実施主体
<p><b>① 企業等の社会貢献</b></p> <p>○企業や団体等のボランティア活動を推進するとともに、地域と連携し、企業が提供できる活動と地域が求めるニーズの橋渡しができる仕組みを検討します。</p> <p>○「ボラポートさかた」では、企業を含む様々な方からのボランティア・公益活動に関する相談を受け、活動をコーディネートし、あわせてCSR活動などの取り組みを支援します。</p> <p>○社会福祉法人が自主的に実施する「地域における公益的な取組」を市民に周知し、法人の取り組みを促す環境を充実します。また、法人間の連携・協働した取り組みの実施を市社会福祉協議会と協力して推進します。</p>	<p>市</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>企業等</p> <p>社会福祉法人</p> <p>関係機関</p> <p>地域</p>
<p><b>② 学校等と連携した取り組みの充実</b></p> <p>○学校との連携による福祉ボランティア活動や、大学生と地域による調査研究活動を通じた福祉活動の取り組みを推進し、福祉ボランティア活動や福祉活動の取り組みを通じて、生徒や学生の福祉への意識を醸成します。</p>	<p>市</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>関係機関</p> <p>地域</p>
<p><b>③ 出前講座、体験学習の実施</b></p> <p>○市社会福祉協議会が他の社会福祉法人と実施する「ふくし出前講座・ふくし共育（ともいく）出前講座」や、ボランティア団体等が実施する活動などへの参加体験を通して、地域住民や児童・生徒の福祉への理解や関心を高め、福祉の心を育むことができるよう支援します。</p>	<p>社会福祉協議会</p> <p>社会福祉法人</p> <p>関係機関</p> <p>地域</p>

## 推進施策 9 地域力向上に向けた人材育成

### (1) 地域福祉を支える担い手の発掘、確保、育成

取り組み	主たる実施主体
<p><b>① 地域福祉のリーダー育成</b></p> <p>○地域計画（地域ビジョン）策定、地域支え合い活動等の、住民</p>	<p>市</p> <p>社会福祉協議会</p>

<p>主体のワークショップや地域づくりの実践を通して、地域福祉の活動の担い手の発掘に努めます。</p> <p>○地区行事への参加機会の少ない成年層地区住民に、行事での役割を与えることで参加・協力を促し、地域の中で活動する達成感を味わうことで（自己実現）、その後の地域活動への参加を継続し、地区リーダーへの成長につなげます。</p> <p>○研修の充実や地域ケア会議などを通して地域包括支援センター等の関係機関と一層の連携が図られるようにし、民生委員・児童委員の活動を支援します。</p>	<p>地域包括支援センター</p> <p>地域</p>
<p><b>② 東北公益文科大学との連携（社会福祉士・コーディネーター養成）</b></p> <p>○市社会福祉協議会や社会福祉法人等による実習生受け入れを継続し、東北公益文科大学と連携して後進の育成に努めます。</p> <p>○学生が地域の福祉活動に参加できるよう、東北公益文科大学地域共創センター等と協力し、地域に働きかけを行います。</p> <p>○東北公益文科大学と連携し、地域住民の主体的な地域活動が広がるように、地域住民が地域の課題等に自ら気付く機会となる対話の場づくりや、地域活動の実践をコーディネートする人材（地域共創コーディネーター）の養成に努めます。</p>	<p>市</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>社会福祉法人</p> <p>関係機関</p> <p>地域</p>

## （２）子どもたちの福祉への意識を高めるための環境づくり

取り組み	主たる実施主体
<p><b>① 地域活動への参加の促進</b></p> <p>○コミュニティ振興会や自治会などの地域団体が主催する地区行事の実施に、子どもたちからも協力してもらうことで、子どもたちが地域に関わり、自分たちが暮らす地域についての理解を深めてもらうよう働きかけます。</p>	<p>地域</p>
<p><b>② 福祉活動体験、学習機会の提供</b></p> <p>○ボランティア体験や福祉事業所等での見学、介護体験等を通じて、支援を必要とする人と接する機会を設け、支援の重要性について理解を深め、支援に関わろうとする意識を醸成します。</p>	<p>市</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>福祉事業所</p> <p>地域</p>



○福祉を体験する事業を継続し、高齢者や障がい者に対する理解を深め、偏見などを持たずに思いやりを持って一人ひとりに寄り添うことのできる人材の育成に努めます。	
---	--

## 推進施策 10 健康づくりの推進

### (1) 健康寿命の延伸

取り組み	主たる実施主体
<p><b>① 食生活や生活習慣の改善</b></p> <p>○地域の特色ある食材を使った食育をすすめるとともに、食生活改善推進協議会の協力により、地域で栄養・食生活に関する情報提供を行います。</p> <p>○特定健診や特定保健指導において、個々人に合わせた情報提供を行い、生活習慣病予防、改善の支援を行います。</p>	市 関係機関 地域
<p><b>② 各種健康教室の取り組み</b></p> <p>○自らの健康について、より高い意識を持ってもらうよう、地域で実施する各種健康教室や介護予防講座等の開催を支援します。</p>	市 地域
<p><b>③ 歯と口腔の健康づくりの推進</b></p> <p>○妊娠期から高齢者までの各ライフステージや、きめ細やかなケアが必要な障がい児等、状況に合わせた歯や歯周病の健診等の助成を行い、定期健診につながるよう支援を行います。</p> <p>○市民向けの予防歯科教育の実施により、セルフケアの向上を図り、生活習慣病の予防に繋がります。</p> <p>○各乳幼児健診で乳幼児のむし歯予防の指導を行い、子どものころからの予防歯科環境づくり支援を行います。</p>	市 地域

## (2) こころの健康づくりの推進

取り組み	主たる実施主体
<p><b>① 自殺やうつ病予防の知識の普及・啓発</b></p> <p>○本市の自殺死亡率が、全国や山形県と比べ高い状況にあることを踏まえ、「自殺対策＝生きることの包括的支援」との認識を持って、各相談支援機関や医療機関等と連携を取りながら、自殺対策を進めます。</p> <p>○市民が自殺対策を自分のことと理解し、自らも取り組みに参加してもらうよう、こころのサポーター養成講座を、一般市民の他、市民に関わる様々な分野の方を対象に行います。</p>	<p>市</p> <p>関係機関</p> <p>地域</p>

## (3) 高齢者の自立支援・介護予防の推進

取り組み	主たる実施主体
<p><b>① 高齢者の自立支援・介護予防の推進</b></p> <p>○生活習慣病等の重症化予防と生活機能低下を防止する取り組みを、地域や介護予防支援機関と一体的に実施することにより、高齢者が自立した生活を送れるようにするとともに、健康寿命の延伸、QOLの維持向上を図ります。</p>	<p>市</p> <p>関係機関</p> <p>地域</p>
<p><b>② 保健事業と介護予防の一体化事業の推進</b></p> <p>○保健事業と介護予防事業を一体的に実施するため、健康福祉部関係課で協議します。</p>	<p>市</p>

### ◇基本目標Ⅲにおける数値目標

項目名	基準値	目標値 (R8)
行事や地域活動に参加した市民の割合	82.0% (R2)	85.0%
障がいがあることで差別を受けたことのある市民の割合	52.0% (R2)	40.0%

